

(仮称) 竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事意見

本事業に係る環境影響評価実施計画書に係る環境の保全の見地からの意見は、次のとおりである。

(対象事業)

1．対象事業の内容のうち、導入業種、土地利用計画等が決定されておらず、熟度が低いものとなっている。このため、環境要素別および環境要因の区分別に、環境影響が最も大きくなる案を対象として環境影響の予測評価を行うこととしているが、各案の設定についての考え方を明確にした上で予測評価することとし、その旨を準備書に記載すること。

なお、大気質の評価は評価項目により、大規模な工場が少数立地するよりも、小規模な工場が複数立地する方が、環境影響が大きくなる可能性もあるので、留意すること。

また、各案の設定については、実際に立地する工場が設定を超える規模とならないよう、十分検討すること。

(大気質)

2．ベンゼンは、主に車の排気ガスに含まれて大気中に排出され、また想定する導入業種の一つである化学工業においても大量に使用される可能性があることから、調査項目として予測評価し、その旨を準備書に記載すること。

3．事業区域の北側に名神高速道路、南側には大規模な工場や工業団地が存在しており、大気質のバックグラウンドデータに寄与する可能性があるため、その影響を評価できるよう、追加調査を検討し、その旨を準備書に記載すること。

(大気質、騒音および振動)

4．事業対象地への主要な進入経路である国道477号線およびこれに繋がる主要地方道上の3地点について、大気質、騒音および振動の沿道調査地点が設定されているが、進入経路およびその周辺の道路についても相当数の車両の増加が想定されることから、沿道調査地点を追加して交通量とともに予測評価し、その旨を準備書に記載すること。

(騒音および振動)

5．騒音および振動に係る予測評価の方法および評価目的を明らかにし、その旨を準備書に記載すること。

また、予測評価に際しては、周辺住民への影響について考慮すること。

(悪臭)

6．事業区域の北側に牛舎、南側には大規模な工場や工業団地が存在しており、悪臭のバックグラウンドデータに寄与する可能性があるため、その影響を評価できるよう、追加調査等を検討し、その旨を準備書に記載すること。

(水質)

7. 立地する工場からの排水は、公共下水道への放流となっているが、下水の受入れ先等の状況を調査し、受入れの可否について予測評価することとし、準備書に記載すること。

また、工場排水を公共下水道に放流する計画であっても、雨水排水は公共用水域に放流されるため、突発的に有害物質や油等が雨水経路から流出する等の事故の発生リスクが存在する。このため、雨水排水の緊急制御が行える構造とする等、誘致企業のリスク対策に配慮した雨水排水計画とすることを検討し、その旨を準備書に記載すること。

(地下水)

8. 造成後に設置される工作物、舗装および緑化の状態により、表層部分の保水力に影響を与えることから、地下水位を、工作物の存在および供用に係る検討項目に追加して予測評価し、その旨を準備書に記載すること。

また、準備書においては、地下水の調査地点を明示すること。

(動物)

9. 事業による動物への影響を調査するためには、事業区域内のみならず、事業区域外においてもその状況を確認する必要があると考えられることから、事業区域外についても代表調査地点を設定すること。

各調査地点の設定に際しては、植生図を作成する等して、対象とする動物の生息に適した場所を選定し、その根拠を準備書に記載すること。

また、調査手法についても各調査手法の利点、欠点を十分考慮した上で実施し、調査の結果、希少生物が生息する可能性があるときには、追加の調査を行うこととし、その旨を準備書に記載すること。

10. 事業区域内に、空洞のある防空壕跡が存在している場合は、その内部における生物調査を行い、その旨を準備書に記載すること。

(植物)

11. 残地森林の取扱いについて、コナラ等積極的に保存すべき植物相のある場所、水脈等に影響を及ぼす細かな起伏のある場所は、極力改変しないように配慮すること。このため、植生図の作成は、群落組成調査により確認された種組成によっても行う必要があるため、留意すること。

12. 土地の改変に係る予測時期については、土地の造成工事が竣工した時期としているが、水辺の植物群落が残存する場合、工事竣工後の維持管理法によりその植生が変化する可能性がある。このため、維持管理の手法を検討し、工事竣工後の状況も含め予測評価し、その旨を準備書に記載すること。

13. 施設用地の活用方法や、法面といった工場用地以外の部分については、元にある植生、地形等に配慮したものとするよう検討すること。また、その検討結果が維持されるよう、誘致企業に対して積極的に働きかけることとし、その旨を準備書に記載すること。

(景観)

14 . 事業対象区域の東側にある集落 (岡屋) の東側に調査地点を追加し、事業対象区域に設置される工作物の高さに応じた眺望を予測評価し、その旨を準備書に記載すること。

また、岡屋の集落への景観、大気質等の環境影響を低減するための方法を検討しておくことが望ましい。

15 . 事業対象区域内の西側に三上・田上・信楽自然公園普通地が含まれることから、事業区域の西側に調査地点を追加して予測評価し、その旨を準備書に記載すること。

(廃棄物)

16 . 事業区域の現況は大半が森林であり、過去に投棄された廃棄物が発見される可能性があるため、その状況を調査し、廃棄物が発見された場合は、適切な対策をとることとし、その旨を準備書に記載すること。

(温室効果ガス)

17 . 事業が行われることによる温室効果ガス排出量の増加分を予測評価することに加えて、立地する工場が取り組むことにより、その増加分を軽減できる取組み・効果を検討すること。また、誘致企業に対して積極的に働きかけることとし、その旨を準備書に記載すること。

(文化財)

18 . 事業実施区域内に既知の埋蔵文化財 (遺跡) があることが確認されており、この範囲の土地を改変する際は調査を行い、記録保存を行うこと。また、遺跡の活用方法についても検討することが望ましい。

なお、既知の遺跡がある範囲以外においても、工事中に文化財が発見された場合は、工事を中止し、適切な調査および対策をすることとし、その旨を準備書に記載すること。

(その他)

19 . 滋賀県の土地利用に関する計画等における本事業の位置づけ、事業自体の今後の展開、中長期的な見通し等を準備書に記載すること。

20 . 事業区域の近傍にある祖父川は、滋賀県中長期河川整備計画のＴランク河川 (*) として取り上げられており、今後、堤防点検が実施され、その対策工事が行われる可能性があるため、環境影響調査を実施するに当たって留意すること。

* Tランク河川 : 河川の形態から、破堤による人命への被害の影響が大きい河川であり、現状把握や対策の検討、実施、予算確保等を進める河川

21 . 図4-2-12 (1) の特別区域図が現状のものと整合していないので、準備書においては修正しておくこと。